



《会計・税務の知識》平成 25 度税制改正要望 ～省庁別の主要トピック～

平成 25 年度税制改正要望が公表されました(平成 24 年 9 月 12 日、内閣府 HP)。改正要望は**確定案ではございませんので、ご留意下さい。**

ここでは、主要なトピックについて省庁別にまとめましたので、ご参照下さい。

省庁	制度名	要望の内容	平年度の減収見込額
総務省	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	総額型の控除上限の再引上げ（法人税額の 20%→30%）	589 億円
経済産業省	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者を先代経営者の親族に限定する要件について、親族外の者であっても制度利用を可能とするよう改める。 ・先代経営者が役員を退任しなければならない要件について、代表者を退任すれば制度利用を可能とするよう改める。 ・相続、贈与時の従業員数の 8 割以上を 5 年間毎年確保しなければならない要件について、5 年間平均で 8 割以上確保しなければならない要件に改める。等 	-
	小規模会社の非上場株式等についての課税価額の計算の特例（相続税）	小規模会社の後継者が相続等により取得した財産のうち、その相続の直前において当該小規模会社の事業の用に供されていた当該小規模会社所有の宅地等（以下、「特例対象事業用宅地等」という。）を含めて評価した当該小規模会社の非上場株式等がある場合には、相続税の課税価額に算入すべきその非上場株式等の価額は、その非上場株式等の価額から、特例対象事業用宅地等の価額に 80/100 を乗じて計算した金額を減じた金額とする。	39 億円
	中小企業者等の法人税率の特例	中小企業者等に係る法人税の軽減税率を 15%から 11%に引き下げる。	1,044 億円
金融庁	上場会社の組織再編等における個人株主の課税方法の簡素化（所得税）	上場会社の組織再編時等において、以下の租税措置を講ずること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 国内の個人株主が、株式のみ交付を受ける場合は、課税の繰延べを認めること。 ② 国内の個人株主が、株式と金銭の交付を受ける場合は、当該資産の交付を譲渡所得とすること。 ③ 国内の法人株主が受け取る組織再編時に係るみなし配当については、源泉徴収を不要とすること。等 	-
	金融所得課税の一体化（法人税・所得税）	「金融所得課税の一本化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 金融商品間の損益通算の範囲等を拡大すること。また、上場廃止後に無価値化した株式についても損益通算の対象とすること。 ② 現行の債券税制について次の見直しを行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・債券の利子・譲渡所得を申告分離方式に変更すること ・債券の利子について申告不要制度を措置すること ・債券の償還差損益について譲渡所得とみなすこと 等 ③ 損益通算の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。等 	389 億円
	日本版 ISA の恒久化等（所得税）	制度の拡充・簡素化を図る観点から、以下の項目について措置を講ずること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 投資可能期間を（平成 26 年からの 3 年間だけでなく）恒久化すること。 ② 対象商品を拡大し、公社債・公社債投資信託への投資を可能とすること。 ③ 毎年新たな口座の開設を不要とする（原則一口座とする）こと。 ④ ただし、平成 23 年度税制改正大綱等に則り、経済金融情勢が急変した場合には、軽減税率の延長を行うこと。 	132 億円

(担当：大山)